

仕 様 書

契約No	件名	2024002766	水害対策用ポーターボートの購入について
業 種	2029消防・防災機器類		
納入期限	令和6年7月9日(火)		
納入場所	消防局警防課		
	浜松市中央区下池川町19-1		
目 的	水害時における消防救助活動に必要なポーターボートを購入するもの		
品名規格	赤尾 ARE10 (10フィート) オールセット、ボート収納袋、ネーム(浜松市消防局)入り、座席シート収納袋、 船体キャリアバック、ポータードリー付		
数 量	1 式		
同等品	否		
	(定義)同等品とは、基本的に金額・品質共に同等以上の製品をいう。		
条 件 及び 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品前に検品チェックを行うこと。 ・ 納品は担当職員立会いのもと、実施すること。 ・ 契約不適合があった場合は代替品を用意すること。 ・ 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合については、消防局警防課、下記担当者へ問い合わせること。 		
お問い合わせ先	消防局警防課 警防対策グループ	担当 谷野	
	TEL:053-475-7531	FAX:050-3537-8983	

■新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件に係る特記事項

納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【臨時的特例措置対象】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認めるときは、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、納入遅延等により本市業務に支障が生じるときは、契約書の定めに基づき催告の上、契約を解除することがある。契約を解除したときは、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。